

京都市職員の服務監察に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年8月27日

京都市長 門川大作

京都市規則第36号

京都市職員の服務監察に関する規則の一部を改正する規則

京都市職員の服務監察に関する規則の一部を次のように改正する。

第12条を削る。

第13条中「この規則において別に定めることとされている事項及び」を削り、同条を第12条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務局監察室)